

秋田県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

	名 称	所 在 地	サービスの種類	変更年月日
旧	八峰町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	山本郡八峰町峰浜水沢字稻荷堂後 116番地1	居宅介護支援	平成28年10月1日
新		山本郡八峰町八森字樁台112番地		